

令和3年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

令和 年 月 日

徴収区分	特徴	普徴	併徴→ 給与のみ特徴	・ 総所得のみ特徴
------	----	----	------------	-----------

八代市長様	現住所			個人番号		
	令和3年1月1日現在の住所			電話番号		
	フリガナ			生年月日	世帯主名	続柄
	氏名	(印)		明・大・昭・平 年 月 日		

1. 収入・所得に関する事項 (令和2年1月1日～令和2年12月31日)

総合課税	①収入金額	②必要経費	③専従者控除	①-②-③所得	控除区分	控除の金額
営業等					社会保険料控除	
農業					小規模企業共済等掛金控除	
不動産					生命保険料控除	
利子					地震・損害保険料控除	
配当					寡婦控除	
給与	一般		(給与に該当する場合は裏面もお書きください。)		ひとり親控除	
	専従				障害者控除	
雑	公的年金等				勤労学生控除	
	業務				配偶者控除	
	その他				配偶者特別控除	
総合譲渡	裏面参照	④収入金額	⑤必要経費	⑦特別控除	⑨所得	扶養控除
	短期					雑損控除
	長期					医療費控除
	一時					基礎控除
	⑧ 所得合計 (円)					控除合計 (円)

3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項

個人番号	続柄	氏名	生年月日	同一生計配偶者	年少該当	本人の所得額	障害	同居の別	別居の場合の住所
						円	特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	
							特別・その他	同居・別居	

※同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

※年少扶養者(H17.1.2以降に生まれた人)には扶養控除はありませんが、扶養親族としての判定を必要とする場合がありますので、必ず上記欄には年少扶養者も記載してください。

※障害者控除は、扶養親族が同一生計配偶者、年少扶養者である場合においても適用されます。

4. 事業専従者に関する事項

個人番号	続柄	氏名	生年月日	専従者給与額(円)

寄附金の額	寄附の相手先名称

代理人	本人との続柄	
	住 所	
	氏 名	(印)
	電話番号	

配当割額控除額 円

※分離課税(譲渡・山林・株式譲渡・先物取引)や肉用牛がある方は別途相談ください。

(作成・受付者 印)

給与所得の内訳

日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

(単位は円)

月	日 給	日 数	月 額	勤 務 先
1				
2				
3				勤 務 先 住 所
4				
5				
6				勤 務 先 電 話 番 号
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞 与				
合 計				

新生命保険支払額	
旧生命保険支払額	
新個人年金支払額	
旧個人年金支払額	
介護医療保険支払額	
地震保険支払額	
長期損害保険支払額	

総合譲渡・一時所得計算書 (単位は円)

	④収入金額	⑤必要経費	⑥=(④-⑤)	⑦特別控除	⑧=(⑥-⑦)	⑨所得
短 期						
長 期						
一 時						

⑦特別控除の計算(総合譲渡・一時)

短期のみの場合	50万円 ただし④の特別控除前の金額が50万円より少額なら④と同額が特別控除
長期のみの場合	50万円 ただし④の特別控除前の金額が50万円より少額なら④と同額が特別控除
短期・長期がある場合	短期・長期合わせて50万円 初めに短期より特別控除の50万円を差し引く、残りがあれば、長期から差し引くことが出来る
一時	50万円 ただし④の特別控除前の金額が50万円より少額なら④と同額が特別控除

⑨所得金額の計算(総合譲渡・一時)

短 期	⑧=⑨所得金額
長 期	(長期の⑧ + 一時の⑧) × 1/2(端数切捨て)
一 時	

備 考